

【調査対象となる少年事件のうち特別保存事案】 (R4.11.28現在)

事件概要 (報道機関から問合せのあった事件の概要 (※))		裁判所名
1 犯行当時18歳であった少年が、被害者に対する強姦致死、被害乳児に対する殺人及び被害者管理の現金等在中の財布の窃取を犯した事案（いわゆる光母子殺人事件）		山口家裁本庁
2 平成12年5月3日に発生した当時17歳の少年によるバス乗っ取り（バスジャック）事件（西鉄バスジャック事件）		佐賀家裁本庁
3 少年が、母親を多数回の殴打等により死亡させた事件		山口家裁本庁
4 平成22年に石巻市内で起きた少年の交際相手の親族等3人に対する殺傷事件		仙台家裁本庁
5 平成25年8月に起きた当時18歳の少年による三重県朝日町内における中3女子死亡事件		津家裁本庁
6 名古屋大学の女子大生が知人女性を殺害した事件		名古屋家裁本庁
7 危険運転致死、道路交通法違反（送致された事件につき検察官送致の決定がされ、地裁に起訴されたものの、地裁において少年法55条の移送決定がされ家裁に係属したが、再度検察官送致決定がされ再び地裁に起訴された後、地裁において再度移送決定がされ家裁に係属した事件）		大阪家裁本庁

※ 事件概要は報道機関から問合せのあった概要や特別保存記録等保存票から記載。